## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社口			
■取組方針掲載ページのURL:	https://www.twssi.co.jp/company/customer_01.html			
■取組状況掲載ページのURL・	https://www.twssi.co.in/company/customer_02.html			

		原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顕著の影響の刺基の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して就来、心正に実際を行い、顧客の最朝の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	運営方針1:お客様の声を活かした業務運営 運営方針2:保険募集 運営方針4:運営方針の浸透に向けた取組み	運営方針1:(※1)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針1) 運営方針2:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針2:保険募集 P.2~3 運営方針4:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針4:運営方針の浸透に向けた取組み P.6
	(注)	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の負 質なサービスを提供し、顧客の患害の利益を図ること により、自らの変更した顧客を整と収益の確保につな げていくことを目指すべきである。	実施	連営方針1:お客様の声を活かした業務運営 連営方針2:保険募集 連営方針4:運営方針の浸透に向けた取組み	運営方針1:(※1)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針1) 運営方針2:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針2:保険募集 P2~3 運営方針4:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針4:運営方針の浸透に向けた取組み P.6
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該 利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのため の具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	連営方針5:利益相反等の管理	運営方針5:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針5:利益相反等の管理 P.7
	(注)	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。  販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合。 販売会社が、同一グルーブに属する別の会社が、授機を受けた商品を販売・推奨等する場合。 同一主体又はグルーブ内に法人営業部門と雇用を開門を有しており、当該連用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	運営方針5:利益相反等の管理	運営方針5:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針5:利益相反等の管理 P.7
原 則 4	金融事の費用の	等の明確化】 業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他 詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に のかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきであ	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との 対応関係表の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表の注釈(※)
	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顕著との情報の非対称性があることを踏まえ、 上記原則は二年された事項のほか、金融商品・サービスの販売・ 推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提 供すべきである。		実施	連営方針2:保険募集 連営方針3:保険金のお支払い(損害サービス)	連営方針2:(※2)お客標本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 連営方針2:保険募集 P2~3 運営方針3:保設)路客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス) P.4~5
	(注1)	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスト取引条件・ 服客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売が食として想定である。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客の一一ズ及び意向を踏まえたものするをと明末が登場を含さい。)・ 配客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客の一一ズ及び意向を踏まえたものするとと明末が登場をは、サービスに、一部客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスに、これを関係というに、第2の単独和反の可能性利反の可能性利をの可能性利を可能である場合によその具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びよれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	運営方針2:保険募集 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス)	運営方針2:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針2:保険募集 P.2~3 運営方針3:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス) P.4~5
原 則 5	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッ ケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入 することが可能であるかるかを開発に示すとともに、 バッケーン化する場合としない場合を顧客が比較する ことが可能となるもう。それぞれの重要な情報について 提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報 を提供する場合においても同じ)。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との 対応関係表の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表の注釈(※)
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招てことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	運営方針2:保険募集 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス)	運営方針2:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針2:保険募集 P2~3 運営方針3:保設と客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス) P.4~5
	(注4)	金融事業者は、顧客に対して順売・推奨等を行う 金融商品・サービスの製建さに見合った情報提供を、 分かりやすく行うへきである。単純でリスクの低い商品の 販売・推奨等を行う場合には開業な情報提供とする 一方、模様又はリスクの高い商品の原売・推奨等を 一方、模様又はリスクの高い商品の同志した。 対場合には、配着において同様の品の内容と比較す ることが容易となるように配置した資料を用いつつ、リ スクとリターンの関係など基本的依頼を含金的、公司 かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきで ある。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との 対応関係表の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表の注釈(※)
	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を使すべきである。	実施	連営方針2:保険募集 連営方針3:保険金のお支払い(損害サービス)	運営方針2:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針2:保険募集 P2~3 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス) P.4~5 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス) P.4~5

	1				1
	【顕客にふさわしいサービスの提供】 会配車業者は、顕客の資産状況、取引経験、知識及び取引 目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービ スの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	運営方針2:保険募集 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス)	連営方針2:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針2:保険募集 P.2~3 運営方針3:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス) P.4~5
	(注1)	全融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等 に関し、以下の点に国意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認したとてまず、商客のライフ ブラペを踏まえた日標資産額や安全資産と投資性質 医の適切な部分を検討し、それに基づき、具体的な 融商品・サービスの提案を行うこと。 ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取 切扱う金融商品・サービスの提案との特を超え、 で機断的に、類似商品・サービス・の作業は、自らが取 切扱う金融商品・サービスの 保護所は、関係の高・サービス・サービス の内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと。 ・ 金融商品・サービスの ・ 金融商品・サービスの ・ 金融商品・サービスの ・ 金融商品・サービスの によって、一部をのます。 ・ 電が、一部をのます。 ・ 電が、一部をのます。 ・ 電が、日本のでは、一部である。 同に基づき、長期的な積点にも配慮した。適切なフォ ローアップを行うこと	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との 対応関係表の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表の注釈(※)
原 則 6	(注2)	会融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との 対応関係表の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務適営に関する原則」との対応関係表の注釈(※)
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の 組成に当たり、商品の特性を請求えて、販売対象として 起定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品 販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売 がなされるよう留意すべきである。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との 対応関係表の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務適営に関する原則」との対応関係表の注釈(※)
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融 商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受 けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・提 報等を行う場合の属性に応じ、当該 商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきで ある。	非該当	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との 対応関係表の注釈(※)	金融庁「顧客本位の業務適営に関する原則」との対応関係表の注釈(※)
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとさらに、顕著に対して、その属性に応じ、金融の引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	運営方針2:保険募集 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス)	運営方針2:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針2:保険募集 P2~3 運営方針3:(※2)お客様本位の業務運営方針に基づ(取組み状況(運営方針2~5) 運営方針3:保険金のお支払い(損害サービス) P4~5
原則 7	【従業員に対する適切な助機づけの枠組み等】 金融等業者は、顕常の最善の利益を追求するための行動、顧 客の企工の設計、利益相反の適切な管理等を促進するように 設計された場所、実施計価体系、従業員研修その他の適切な助 機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	運営方針1:お客様の声を活かした業務運営 運営方針4:運営方針の浸透に向けた取組み	運営方針1:(※1)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針1) 運営方針4:(※2)お客様本位の業務運営方針1と基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針4:運営方針の浸透に向けた取組み P.6
	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに調じる代替第の内容について、これらに関わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	運営方針1:お客様の声を活かした業務運営 運営方針4:運営方針の浸透に向けた取組み	運営方針1:(※1)お客様本位の業務運営方針に基づく取組み状況(運営方針1) 運営方針4:(※2)お客様本位の業務運営方針1基づく取組み状況(運営方針2~5) 運営方針4:運営方針の浸透に向けた取組み P.6
	•		【照会先】		
			部署	業務サービス部	

部署	業務サービス部	
連絡先	045-345-5745 · info@twssi.co.jp	